

# 疑義照会簡素化プロトコルにおける合意書

平塚市民病院と（保険薬局名称） \_\_\_\_\_ は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。尚、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分に説明を行い、同意を得てから行うものとする。

① 院外処方箋の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋の疑義照会簡素化プロトコル」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

② 運用開始について

20 年 月 日から運用を開始する。

③ 合意の解除および内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

20 年 月 日

住所：〒254-0065

神奈川県平塚市南原 1-19-1

名称：平塚市民病院

代表者：病院長

印

住所：〒

名称：

代表者：

印